

成年後見制度について

－家庭裁判所からの情報提供と 市民後見人の活用を中心として－

大阪家庭裁判所家事4部後見係

【意見交換事項その1】

成年後見制度の内容や手続を正しく
理解してもらうための方策について

(1) 当庁のウェブサイト「後見サイト」について、

- ①初めて制度を利用する方でもわかりやすく利用しやすいものとなっているか。
- ②制度を利用する上での留意事項が正しく伝わるものとなっているか。
- ③更なる改善が考えられる点はあるか。

(2) 成年後見申立セット内の「後見等開始の申立てをお考え方の方へ」について、

- ①制度を利用する上での留意事項が正しく伝わるものとなっているか。
- ②更なる改善が考えられる点はあるか。

※制度を利用する上での留意事項（例）

- ✓ 後見人等に候補者が選ばれるとは限らず、裁判所が第三者を選任した場合には、報酬が本人の財産から支払われる
- ✓ いったん後見が開始すると、本人が能力を回復されるか、亡くなるまで続く
- ✓ 後見等開始事件を申し立てた後は、簡単に取下げをすることはできない 等

【意見交換事項その2】 一般市民の方々に広く市民後見人を理解してもらうための方策について

- (1) 市民後見人の存在及びその意義を一般国民の方々に広く浸透させるための効果的な情報伝達方法は何か?
 - ① 一般市民の方々が身近な生活の中で、市民後見人を知ることができる効果的な媒体は何か?
 - ② どのような情報を特にアピールすれば、一般市民の方々に関心を持つていただけるか?
- (2) 上記(1)のような情報伝達を効率的に実践するためには、どのような機関と連携する必要があるか?
- (3) 上記(1)(2)を実践した場合、想定されるリスクは何か?

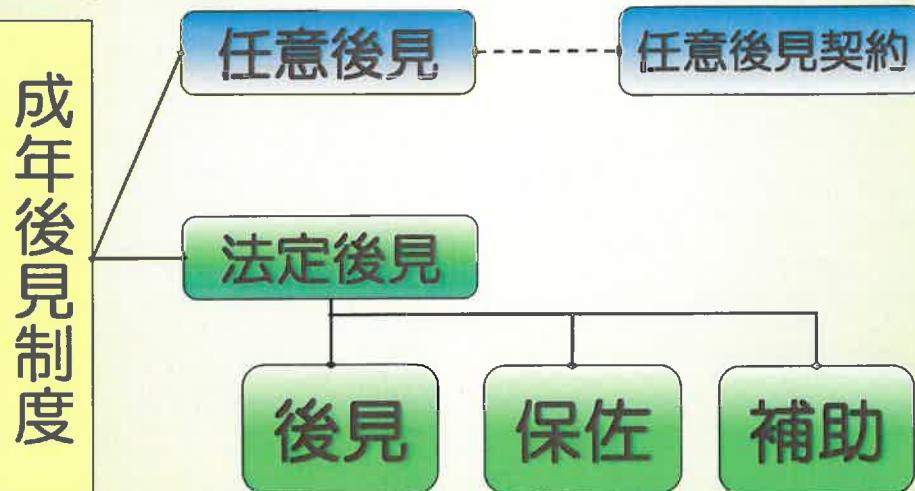
3

成年後見制度を正しく理解してもらうための家庭裁判所の取組み

4

1(1) 成年後見制度をめぐる現状

成年後見制度とは？



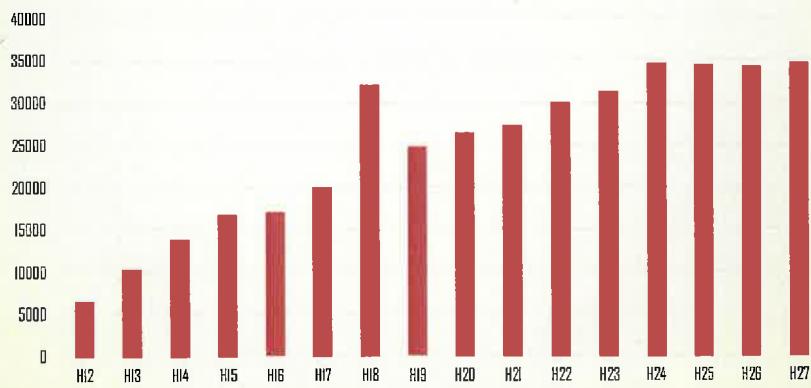
5

1(1) 成年後見制度をめぐる現状

①後見等開始事件の申立件数の推移

成年後見関係事件の申立件数は、平成12年の制度開始以来、増加傾向にある。
近年の申立件数は落ち着いている。

[平成12年～27年の申立件数の推移（全国）]



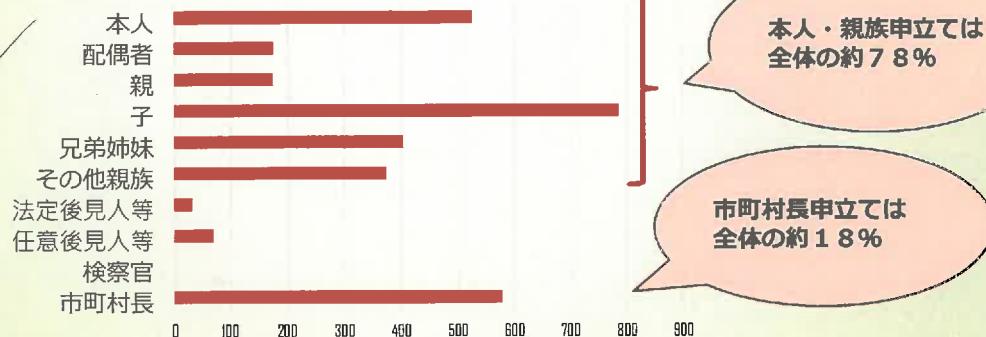
6

1(1) 成年後見制度をめぐる現状

②申立人と本人との関係

後見等開始事件の主な申立権者は、
本人・配偶者・4親等内の親族・検察官・市町村長

[申立人と本人との関係別件数（大阪府内・平成27年）]



本人・親族申立ては
全体の約78%

市町村長申立ては
全体の約18%

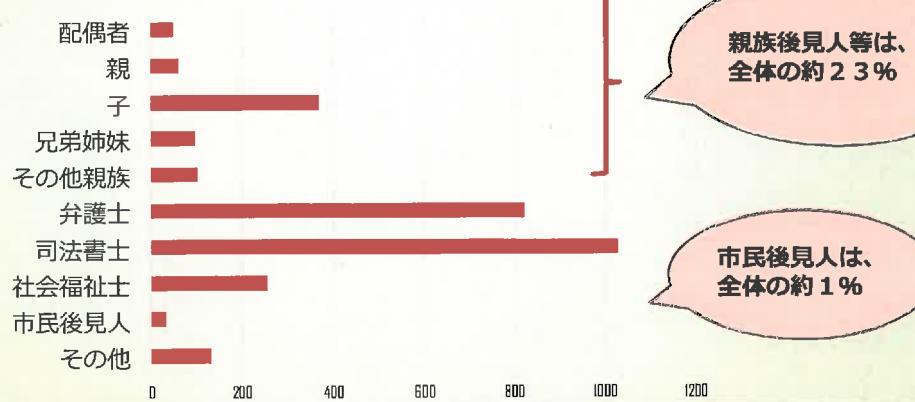
7

1(1) 成年後見制度をめぐる現状

③成年後見人等と本人との関係

平成27年に、親族が成年後見人等に選任された割合は、全体の約23パーセント、
市民後見人が選任された割合は、全体の約1パーセントである。

[成年後見人等と本人との関係別件数（大阪府内・平成27年）]



親族後見人等は、
全体の約23%

市民後見人は、
全体の約1%

8

1(1) 成年後見制度をめぐる現状

今後も成年後見制度の利用者数の増加が見込まれる

制度の内容はもちろん、**制度を利用するまでの留意事項**も理解してもらわなければならない。

～制度を利用するまでの留意事項～

- ✓ 後見人等に候補者が選ばれるとは限らず、裁判所が第三者を選任した場合には、報酬が本人の財産から支払われる
- ✓ いったん後見が開始すると、本人が能力を回復されるか、亡くなるまで続く
- ✓ 後見等開始事件を申し立てた後は、簡単に取下げをすることはできない 等

9

1(2) 家庭裁判所が感じる課題

【事例 1：ある日の申立人からの電話】



「これまで母の面倒を見てきた、娘である私を後見人候補者として、後見開始の申立てをしたのに、弁護士が成年後見人に選ばれました。どうして私が選ばれなかつたのですか。納得がいきません。」



家庭裁判所は、ご本人の意見を尊重したうえで、一切の事情を考慮して成年後見人を選任します。

成年後見制度は、本人の自己決定権を尊重しながら本人を保護する制度。

(民法 843条4項において、成年後見人等の選任に際して考慮すべき事情が列挙されている。)

一方当事者の推薦にはよらず、第三者が後見人に推薦される場合もある。

(例) 候補者が、被後見人等との間で債権債務関係がある場合、候補者に資産上などで問題がある場合、関係者に利害対立があるなど紛争性のある場合など

10

1(2) 家庭裁判所が感じる課題

【事例1：ある日の申立人からの電話】



「これまで母の面倒を見てきた、娘である私を後見人候補者として、後見開始の申立てをしたのに、弁護士が成年後見人に選ばれました。どうして私が選ばれなかつたのですか。納得がいきません。」

本件のその後・・・

- ・後見人選任審判には不服申立て手段がないため、後見人選任への不満を述べる家裁への電話が頻繁にかかる。
- ・親族から後見人解任が申し立てられる。
- ・親族の協力を得られず後見人の事務の遂行が困難となる。→後見人辞任
- ・他の専門職後見人を再度選任するも・・・。

11

1(2) 家庭裁判所が感じる課題

【事例2：ある日の成年後見人からの電話】



「認知症の母の保険金を受領する必要があったので、私が母の成年後見人になりました。
この度、保険金の受領が完了したので、成年後見を終わらせたいのですが。」

ご親族の意向・都合で、成年後見を終了させることはできません。

成年後見制度は、本人保護のための制度であり、申立ての動機となった課題が解決したからといった理由や親族の都合で、後見を終了することはできない。

→成年後見が終了する場合

- ①後見等開始審判の取消し（本人の判断能力が回復した場合）
- ②本人の死亡

12

1(2) 家庭裁判所が感じる課題

【事例2：ある日の成年後見人からの電話】



「認知症の母の保険金を受領する必要があったので、私が母の成年後見人になりました。
この度、保険金の受領が完了したので、成年後見を終わらせたいのですが。」

本件のその後・・・

- ・成年後見自体を終了できないことは理解したもの、後見人自身は、裁判所の定期的な監督や指示に対し不満を募らせてしまう。
- ・定期的な裁判所への報告を怠るようになる。
- ・職権で専門職の後見人や後見監督人の選任を行う。
- ・親族後見人からの協力が得られない・・・。

13

1(2) 家庭裁判所が感じる課題

事例のような誤解が生じる原因として考えられること

- ・成年後見制度の趣旨が正しく理解されていない
本人の自己決定権を尊重して本人を保護するための制度なのに、本人以外の親族の利害を中心に制度利用を考える傾向がある
- ・日常生活の中で必要な情報や正しい知識を得られる機会が少ない
- ・審判手続のため、一般の方にとってあまり馴染みがない上に難解な用語が多く、手続きを複雑に感じてしまう

**制度の内容や手続を正しく理解してもらうための取組み、
また、誰にでも利用しやすい制度にするための取組みが必要**

14

2 改善に向けた家裁の取組み

大阪家裁ウェブサイト「後見サイト」の開設

制度の内容、流れ、よくある質問集などの説明

各種申立書式のダウンロードが可能

成年後見申立セットの配布

一般の方でも申立てができるように、案内文書や記載例を充実

定期的な見直し、改訂の実施

その他の取組み

・「わかりやすい成年後見制度の手続」の上映

・各種パンフレット（成年後見制度Q & A等）の整備

・一般の方を対象とした講演会の開催

関係団体への講師派遣

（過去の実績例：大阪市成年後見支援センター、生命保険協会大阪支部、

大阪府社会福祉協議会等・・・）

・選任された親族後見人等への職務説明会 など

15

2 改善に向けた家裁の取組み

(1) 大阪家裁ウェブサイト「後見サイト」について

申立方法、各種申立書式、成年後見人等の仕事内容の紹介、よくある質問などを紹介。

後見サイトについての課題・・・

・サイトの利用者の特性・利用の目的はさまざまであり、利用目的ごとに、伝えたい情報が多岐にわたる。

制度の内容について知りたい方、申立てを検討している一般の方、

成年後見人等に選任された専門職、成年後見人等に選任された親族、

など・・・

・制度を利用する上で留意事項についても正しく伝える必要がある。



初めて制度を利用する一般の方にとって、わかりやすく利用しやすい内容になっているだろうか？

（制度の内容や手続だけでなく、留意事項も正しく伝わるものとなっているだろうか？）

16

2 改善に向けた家裁の取組み

(2)成年後見申立セットについて

【成年後見申立セットの内容】

- ・申立て時に必要な資料の一覧表（封筒裏面）
- ・成年後見申立ての手引き及び申立てに関する書類（各種書式及び記載例）
- ・成年後見人等の仕事内容の説明パンフレット
- ・留意事項について特に抽出してまとめた書面「後見等開始の申立てをお考えの方へ」

申立セットについての課題・・・

本人の自己決定権を尊重して本人を保護するための制度であるからこそ生じる留意事項があるということを、一般の方に、申立ての際に、十分に理解していただく必要がある。



申立てをしようとする一般の方に対して、制度の趣旨と留意事項について、効果的に伝えられているだろうか？

（申立セットの同封書面「後見等開始の申立てをお考えの方へ」は、一般の方にとって、理解しやすいものになっているだろうか？）

17

市民後見人の活用に向けた

大阪家庭裁判所の取組み

18

3(1) 市民後見人とは？

成年後見人

専門職

弁護士・司法書士・社会福祉士

親族

市民後見人

などの中から適任者が選ばれる。

市民後見人

- 弁護士等の資格を持たず、被後見人と親族関係も交友関係もない一般の市民の方々
- 地方自治体等が行う後見人養成講座等を履修し、成年後見制度に関する一定の知識や技術を身に付けた方々

19

3(2) 市民後見人の特徴

●「市民」としての特性を活かす

- 専門職にはない**市民感覚**で地域住民の**権利擁護**に寄与
- **ボランティア精神**に基づく市民活動
- 概ね**30分以内で訪問できる距離**で活動を実施
- **週1回程度の訪問**で本人との関係づくり、変化察知
- 後見事務について、成年後見支援センターの**支援体制が充実**している。

大阪管内の市民後見人の特徴

●単独で後見人を受任する

- 関係機関が全面的に市民後見人をバックアップ

●報酬を前提としない

- 市民後見人は無報酬のボランティア

20

3(3) 成年後見人を取り巻く課題

高齢化社会に伴う認知症人口の増加に向けた対応

現在、成年後見制度の利用は認知症人口のたった4パーセント。

そこで・・・成年後見制度の利用促進に関する法律

人材確保

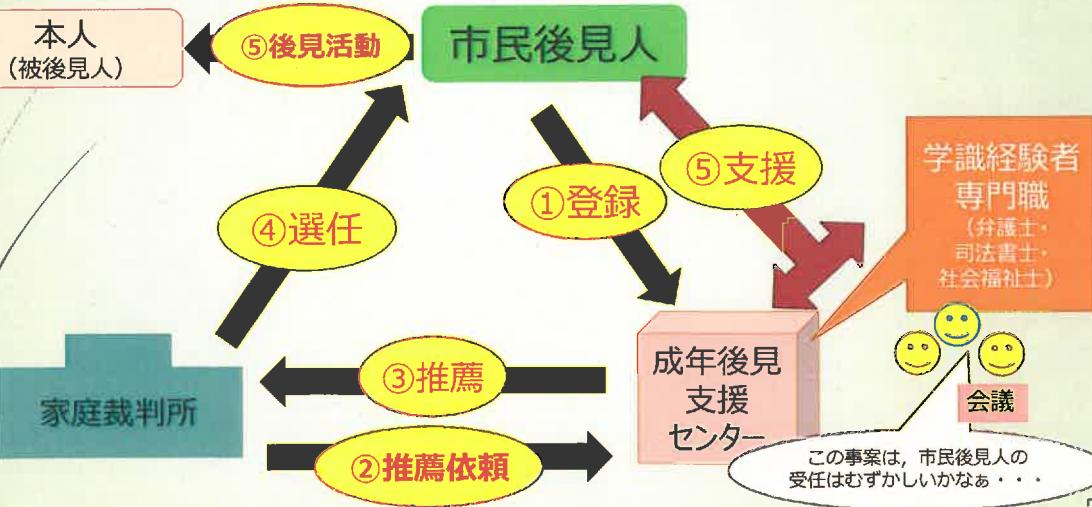
今後は・・・ 身上保護を重視 本人の意思を尊重

周知不足？

市民後見人活用への期待

21

3(4) 市民後見人選任の流れ



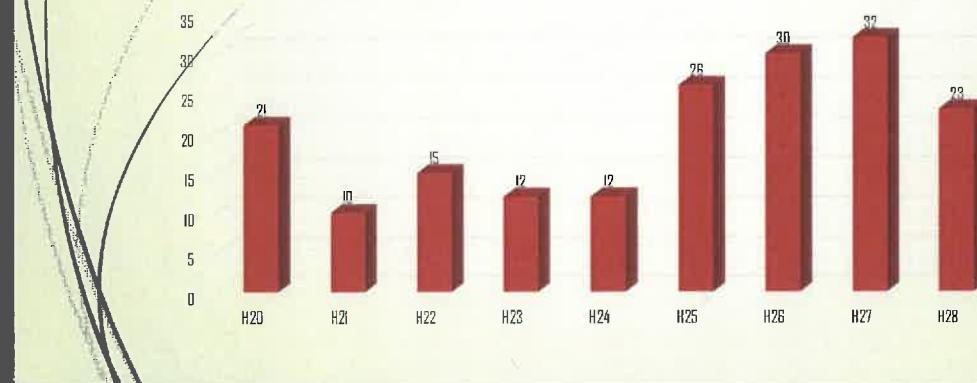
22

3(5) 市民後見人の選任状況

最初の推薦依頼（平成20年1月）から9年経過

→平成28年12月時点での累計選任確定数は181人

市民後見人の選任数（大阪家裁）



23

3(6) 市民後見人を選任する要件

以下の①～③に当たらないこと！

①専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）に委ねるべき事案

- ・急迫した虐待や権利侵害や親族間紛争がある場合
- ・不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要する場合
- ・自傷他害のおそれがある場合
- ・福祉的援助について緊急性がある場合

②被後見人が高額の資産を有する事案（＝財産の管理が複雑）

③市民後見人の選任に申立人（親族）の理解を得られない事案

24

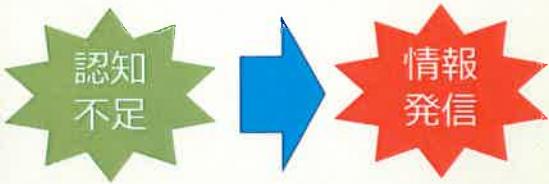
4 大阪家裁の今後の取組

～市民後見人を選任できる場面を広げることはできないか～

市民後見人の選任数を増やすために…

- ・市民後見人バンクの登録者数に比して、選任数が少ない。
- ・親族・本人申立ての事件に、市民後見人を選任する場面を広げられないか？

これまで…
市民後見人相当案件の
申立人にのみ説明



行政・他機
関との連携

一般市民ひいては申立人へ広く周知する効果的な方法は？

25

【意見交換事項その1】

成年後見制度の内容や手続を正しく
理解してもらうための方策について

(1) 当庁のウェブサイト「後見サイト」について、

- ①初めて制度を利用する方でもわかりやすく利用しやすいものとなっているか。
- ②制度を利用する上での留意事項が正しく伝わるものとなっているか。
- ③更なる改善が考えられる点はあるか。

(2) 成年後見申立セット内の「後見等開始の申立てをお考えの方へ」について、

- ①制度を利用する上での留意事項が正しく伝わるものとなっているか。
- ②更なる改善が考えられる点はあるか。

※制度を利用する上での留意事項（例）

- ✓ 後見人等に候補者が選ばれるとは限らず、裁判所が第三者を選任した場合には、報酬が本人の財産から支払われる
- ✓ いったん後見が開始すると、本人が能力を回復されるか、亡くなるまで続く
- ✓ 後見等開始事件を申し立てた後は、簡単に取下げをすることはできない 等

26

【意見交換事項その2】 一般市民の方々に広く市民後見人を理解してもらうための方策について

- (1) 市民後見人の存在及びその意義を一般国民の方々に広く浸透させるための効果的な情報伝達方法は何か?
 - ① 一般市民の方々が身近な生活の中で、市民後見人を知ることができる効果的な媒体は何か?
 - ② どのような情報を特にアピールすれば、一般市民の方々に関心を持っていただけるか?
- (2) 上記(1)のような情報伝達を効率的に実践するためには、どのような機関と連携する必要があるか?
- (3) 上記(1)(2)を実践した場合、想定されるリスクは何か?

27